

商 品 概 要

	団信の特約		3 大疾病
	リビングニーズ保障	がん保障	脳卒中・急性心筋梗塞保障
保険正式名称	団体信用生命保険リビングニーズ特約	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型 ※この特約は団体信用生命保険の特約としてご加入できます。	急性心筋梗塞および脳卒中のみ保障特約・急性心筋梗塞診断給付金特約・脳卒中診断給付金特約付帯就業不能信用費用保険
ご利用いただける方	住宅ローンを新規ご契約の方で、お借入時の年齢が満 20 歳以上満 50 歳以下の団体信用生命保険に加入できる方 ※ 住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には保険の対象とはなりません。 ※ お使いみちが事業目的のローン(アパートローンなど)のお客さまはご利用いただけません。 ※ すでに当行でお借入れいただいている住宅ローンからの切替えはできません。 ※ がんに罹患されたことがある方はご契約いただけません。		
保障内容 (支払事由)	特約の保障開始日以降に、医師の診断書等で保険会社により余命 6 ヶ月以内と判断された場合、住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。	特約の保障開始日以降に、生まれて初めてがん(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、債務残高相当額が診断給付金として支払われ、ローンの返済に充当されます。 ※ 「上皮内新生物(上皮内がん)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚がん)」は診断給付金の対象となりません。「上皮内新生物(上皮内がん)」には大腸の粘膜内がん、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤がんを含みます。 ※ 対象となるがんの定義について、詳しくは「被保険者のしおり」をご覧ください。 ※ 特約の保障開始日前に罹患したがんは診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。	【診断給付金】 保障の開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて 60 日以上所定の状態が継続したと医師により診断された場合、債務残高相当額が診断給付金として銀行に支払われ、ローンの返済に充当されます。 ※ 所定の状態とは、脳卒中については、言語障がい・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合、急性心筋梗塞については、労働制限を必要とする状態が継続した場合。 【就業不能信用費用保険金】 保障の開始日以降に、脳卒中または急性心筋梗塞により就業不能状態(被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態)となり、ローン約定返済日まで継続した場合、最長 2 ヶ月間(通算 36 ヶ月)のローン返済を保障します。
保障期間	住宅ローンご返済期間		
保障の開始日 (責任開始日または待機期間)	ローン実行日	ローン実行日より 91 日目 ローン実行日の 91 日目を責任開始日として、この日より保障が開始されます。 ※ 責任開始日の前に罹患したがんについては、診断確定が責任開始日以降であっても診断給付金をお支払いしません。	ローン実行日より 3 ヶ月を経過した日の翌日 ローン実行日より 3 ヶ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 ※ 待機期間経過前に発生した就業不能状態については就業不能信用費用保険金を、発病した脳卒中、心筋梗塞については診断給付金をお支払いしません。
てん補期間	該当なし		【就業不能信用費用保険金の場合】 1 回の支払い事由につき就業不能信用費用保険金をお支払する期間 2 ヶ月(通算 36 ヶ月)
保障が終了する場合	※ 満 85 歳の誕生日に到達したとき ※ 保障対象となるローンが終了したとき		※ 満 85 歳の誕生日に到達したとき ※ 保障対象となるローンが終了したとき ※ 所定の支払限度期間分の就業不能信用費用保険金が支払われたとき〔急性心筋梗塞・脳卒中に関する保障・5 つの重度慢性疾患に関する保障それぞれの所定の支払限度期間分の就業不能信用費用保険金が支払われたとき(支払限度期間分の就業不能信用費用保険金がお支払された保障のみ終了します)〕
引受保険会社	カーディフ生命保険株式会社		カーディフ損害保険株式会社

	5 つの重度慢性疾患 保障	奥さまの保障
	高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎	がん一時金の特約
保険正式名称	重度慢性疾患のみ保障特約・債務繰上返済支援特約 付帯 就業不能信用費用保険	悪性新生物診断給付金特約（配偶者・女性用） 付帯就業不能信用費用保険
ご利用 いただける方	住宅ローンを新規ご契約の方で、お借入時の年齢が満 20 歳以上満 50 歳以下の団体信用生命保険に加入できる方 ※ 住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には保険の対象とはなりません。 ※ お使いみちが事業目的のローン（アパートローンなど）のお客さまはご利用いただけません。 ※すでに当行でお借入れいただいている住宅ローンからの切替えはできません。 ※ がんに罹患されたことがある方はご契約いただけません。 ※ がん一時金（配偶者・女性用）保障は、女性配偶者のお借入時年齢が満 20 歳以上 50 歳以下の方が対象となります。	
保障内容 （支払事由）	【債務繰上返済支援保険金】 保障の開始日以降に、5 つの重度慢性疾患により就業不能状態が 12 ヶ月を超えて継続した場合、その時点での債務残高相当額が債務繰上返済支援保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。 【就業不能信用費用保険金】 保障の開始日以降に、5 つの重度慢性疾患（高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎）により就業不能状態（被保険者本人の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態）となり、ローン約定返済日まで継続した場合、最長 12 ヶ月（通算 36 ヶ月）を限度として、ローン返済相当額が保険金として支払われ、ローンの返済に充当されます。	配偶者（ローンをお借入れいただいているご本人と法律上の婚姻関係にある方）が、保障の開始日以降に、生まれて初めて乳がん・子宮がん・卵巣がんなどの女性特有のがん（悪性新生物）に罹患（りかん）し、医師により診断確定された場合、がん一時金（配偶者・女性用）100 万円を、配偶者本人にお支払いします。（お支払いは 1 回のみ） ※「上皮内がん（上皮内新生物）」は、がん一時金（配偶者・女性用）の対象となりません。上皮内がんには乳管等の非浸潤がんを含みます。 ※ 保障開始日の前に罹患（りかん）した女性特有のがんについては、診断確定が保障開始日以降であってもがん一時金（配偶者・女性用）をお支払いしません。 ※ 対象となる女性特有のがんの定義については、「被保険者のしおり」で必ずご確認ください。
保障期間	住宅ローンご返済期間	
保障の開始日 （責任開始日 または待機期間）	ローン実行日より 3 ヶ月を経過した日の翌日 ローン実行日より 3 ヶ月間を待機期間とし、その後保障が開始されます。 ※ ローン実行日前の発病、および待機期間経過前に発生した就業不能状態については「保険金」「債務繰上返済支援保険金」をお支払いしません。	
てん補期間	最長 12 ヶ月〔保障期間を通算して 36 ヶ月（支払限度期間）〕	該当なし
保障が終了する場合	※ 満 85 歳の誕生日に到達したとき ※ 保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき ※ 所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき〔急性心筋梗塞・脳卒中に関する保障・5 つの重度慢性疾患に関する保障それぞれの所定の支払限度期間分の保険金が支払われたとき（支払限度期間分の保険金が支払われた保障のみ終了します）〕 ※ がん一時金（配偶者・女性用）保障は、一時金が支払われたとき（お支払いは 1 回のみ）、配偶者が満 85 歳の誕生日に到達したとき、婚姻関係の終了や死亡等により法律上の婚姻関係にある妻でなくなったときに、保障が終了します。	
引受保険会社	カーディフ損害保険株式会社	

重要事項のご説明について

詳しい保障内容や保険金・診断給付金による返済ができない場合など、お客さまに不利益となる事項の説明については、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。

また、「3 大疾病＋5 つの重度慢性疾患保障」でご利用いただく保険は、カーディフ生命保険株式会社・カーディフ損害保険株式会社の引受けとなりますので、ご不明の点は「被保険者のしおり」に掲載の問い合わせ先へご連絡ください。

（2024年9月1日現在）